

"快適なまちづくり" マナーを守って住みよい街に

豊橋市

# 路上喫煙、 ポイ捨てはやめましょう!



豊橋市では「快適なまちづくり」を推進する条例により、路上喫煙・ごみのポイ捨てをしないよう、「路上喫煙禁止区域」「ポイ捨て禁止重点区域」を指定しました。区域内での違反は、平成25年4月1日より過料(2,000円)の対象になります。

## 路上喫煙禁止区域・ポイ捨て禁止重点区域 MAP



# ご存知 ですか？

# "快適なまちづくり"を推進する条例 平成24年7月1日スタート

※平成24年7月1日より条例施行

**Q** 豊橋市で平成24年7月1日にスタートした「快適なまちづくり」を推進する条例とは何ですか？

**A** この条例は路上喫煙やごみのポイ捨て、犬のふんの放置などを防止し、マナーを守って、安心・安全で快適なまちづくりを目指すために制定されました。

**Q** 路上喫煙・ごみのポイ捨て・犬のふんの放置とは？

**A** 《路上喫煙》

道路や公園など、公共の場所で"たばこ"を吸うことや、火のついた"たばこ"を所持することをいいます。歩行中だけでなく、立ち止まっている時、自転車やバイクでの移動中も含まれます。

《ごみのポイ捨て》

公共の場所などにおいて、空き缶・ペットボトル・紙くずや"たばこ"の吸い殻などを捨てることをいいます。

《犬のふんの放置》

公共の場所などにおいて、飼い犬が排せつしたふんを放置することをいいます。



**Q** 「路上喫煙禁止区域」「ポイ捨て禁止重点区域」とは何ですか？

**A** 路上喫煙やポイ捨てを特に防止する区域として、豊橋駅東口周辺を指定しています。区域内での違反は、平成25年4月1日より過料(2,000円)の対象になります。



**Q** 灰皿のある場所での喫煙はいいのですか？

**A** 土地などの管理者が設置している灰皿を使った喫煙は、規制の対象となりません。ただし、道路上での喫煙は、規制の対象になります。

豊橋市では、路上喫煙とごみのポイ捨てを防止するために、「路上喫煙禁止区域」「ポイ捨て禁止重点区域」を表面のとおり指定しました。禁止区域内での違反は、平成25年4月1日より過料(2,000円)の対象になります。

In order to prevent smoking and littering on the streets of Toyohashi, "No Smoking Area" and "No Littering Area" have been established as shown on the map on the reverse side. Individuals caught smoking in the "No Smoking Area" or littering in the "No Littering Area" will have to pay a fine of 2,000 yen starting on April 1, 2013.

Em Toyohashi, para combater o fumo nas ruas e o descarte de lixo no chão, foram adotadas a regulamentação de "Área Proibida para Fumar" e "Área Expressamente Proibida de Jogar Lixo no Chão"; conforme o mapa no verso.

A partir de 1º de abril de 2013, aqueles que infringirem as restrições das áreas regulamentadas estarão sujeitos ao pagamento de multa, no valor de ¥2,000.

"快適なまちづくり" マナーを守って住みよい街に

豊橋市

安全生活課 ☎0532-51-2303  
環境政策課 ☎0532-51-2454